

秩父市は埼玉県の西部に位置し、面積 577.83 km²と埼玉県 (3,798.08 km²) の約 15% を占めており、約 65,000 人の市民が住んでいます。地域のほとんどは秩父多摩甲斐国立公園の区域や武甲・西秩父といった県立自然公園の区域に指定されており自然環境に恵まれた地域で、面積の約 87% は森林であり、埼玉県の森林の約 40% を占めています。



秩父市の花「シバザクラ」

平成 28 年度の公害苦情件数は 59 件で、前年度より 4 件多い結果となりました。公害の種類別苦情受理件数は、典型 7 公害のうち大気汚染が 22 件、次に悪臭が 6 件、騒音 3 件となっており、その他の公害は 27 件でありました。近年、個人情報保護の観点から、匿名での通報が増加する傾向にあり、また、苦情件数も増えている状況です。大気汚染の苦情に関しては、野外焼却の煙による苦情がほとんどであり、家庭ごみや廃材、剪定した草木・落葉などの処分による焼却、農業を営む上でやむを得ない焼却などが多く見られました。焼却に関する苦情は、毎年全苦情の多くを占めており、その大半が家庭生活に関するものとなっています。このことを受け、市は一般家庭用簡易焼却炉の無料回収、早朝パトロールの実施を行うとともに、各町会に依頼して、パンフレット配布や焼却禁止の啓発活動を行い、焼却苦情の減少に努めています。

騒音に関しては、工場・事業場での作業音が大半を占め、悪臭に関しては、側溝に流れる生活排水によるものでした。その他の苦情については近年増加傾向にある空き地や遊休農地等の雑草・雑木の苦情がほとんどでした。

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する不満の表明という側面を併せ持っており、公害行政に関する様々な問題を含んでいます。また、公害苦情は、紛争へと発展する前段階的要素を持っているので、こじれたり、拡がったりしないように、小さな芽のうちから迅速かつ適切に処理することを心がけています。

近年は、日常生活に密着した生活環境に係る近隣問題による苦情が増えており、従来の工場・事業場などの生産活動に起因するいわゆる産業型公害によるものとは様変わりしていると思います。こうした背景には、環境問題に関する世論が高まる中、より快適な環境の中での生活を望むという住民意識の高揚があり、近隣問題をめぐる相談は、法的規制に馴染まないものが多く、その解決の

ため当事者間同士の十分な理解を得るため、事案に則した機動的かつ柔軟な対応を行っていきたいと思います。特に騒音規制法や埼玉県生活環境保全条例に特定・指定されていない施設や機器の騒音問題については、より柔軟な対応が必要となってくると考えております。

秩父市における公害苦情は、市民生活に密着した多種多様な内容となっており、今後の環境行政には、関係法令に基づく適切な処理を行うことはもとより、地域社会の望ましい姿について正しい認識を基本に、幅広い見地から対応できるよう努力していきたいと思います。